

## 「介護サービスの利用者がより良い選択を行えるための 情報開示と第三者評価について」関係資料

### 1. 参考法令・通知等

#### (1) 情報開示

- ①介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）・・・・・・・・・・ 2
- ②介護保険法施行令（平成10年政令第412号）（抄）・・・・・・ 4
- ③介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）（抄）・・・・・・ 5

#### (2) 第三者評価

- ①社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）・・・・・・・・・・ 18
- ②「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正  
について」（平成26年4月1日雇児発0401第12号・社援発0401第  
33号・老発0401第11号）・・・・・・・・・・ 19
- ③福祉サービス第三者評価基準ガイドライン・・・・・・・・・・ 25

### 2. 参考資料

- (参考1) 第三者評価事業 全国の実審件数等の状況 主な福祉施設・サ  
ービス別件数・・・・・・・・・・ 29
- (参考2) 第三者評価事業 全国の実審件数等の状況 都道府県別件数・・ 30
- (参考3) 情報開示・第三者評価に関する規制改革会議等における閣議決  
定及びフォローアップ結果の概要  
（1）情報開示・・・・・・・・・・ 31  
（2）第三者評価・・・・・・・・・・ 33
- (参考4) 厚生労働省 介護サービス情報公表システム パンフレット・・ 36
- (参考5) 介護サービス情報公表システムイメージ（一例）・・・・・・・・ 40
- (参考6) 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 「福祉サービス第三者評  
価のご案内」・・・・・・・・・・ 49
- (参考7) 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）（抄）  
・・・・・・・・・・ 51

## 参考法令・通知等

### (1) 情報開示

#### ○介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）

（介護サービス情報の報告及び公表）

第百十五条の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。
- 4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長 に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設若しくは介

護老人保健施設の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

(指定調査機関の指定)

第百十五条の三十六 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、前条第三項の調査の実施に関する事務(以下「調査事務」という。)を行わせることができる。

(指定情報公表センターの指定)

第百十五条の四十二 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定情報公表センター」という。)に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの(以下「情報公表事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

- 2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。

(都道府県知事による情報の公表の推進)

第百十五条の四十四 都道府県知事は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会の確保に資するため、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報(介護サービス情報に該当するものを除く。)であって厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

○介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）（抄）

（介護サービス情報の報告に関する計画等）

第三十七条の二 法第百十五条の三十五第一項の規定による介護サービス情報の報告（以下この条において「報告」という。）は、都道府県知事が毎年定める報告に関する計画に従い、行うものとする。

2 前項の計画には、都道府県知事が、その管轄する地域における介護サービス（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスをいう。）の提供の状況を勘案し、報告の方法、期限その他の厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。

3 都道府県知事は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（調査の方法）

第三十七条の五 指定調査機関は、公正に、かつ、都道府県知事が毎年定める調査事務に関する計画に従い、調査事務を行わなければならない。

2 前項の計画には、調査事務の対象となる介護サービス事業者（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス事業者をいう。）の名称、調査を行うべき時期その他の厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。

3 都道府県知事は、調査事務の方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その方法を改善すべきことを命ずることができる。

（指定情報公表センターの指定等についての準用）

第三十七条の十一 第三十七条の三、第三十七条の四第一項及び第三十七条の十の規定は指定情報公表センターの指定について、第三十七条の四第二項及び第三項、第三十七条の五、第三十七条の六、第三十七条の八並びに第三十七条の九の規定は指定情報公表センターについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|            |      |                    |
|------------|------|--------------------|
| 第三十七条の五第一項 | 調査事務 | 情報公表事務             |
| 第三十七条の五第二項 | 前項   | 第三十七条の十一において準用する前項 |
|            | 調査事務 | 情報公表事務             |
|            | 調査を  | 公表を                |
| 第三十七条の五第三項 | 調査事務 | 情報公表事務             |

## ○介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）（抄）

（法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるサービス）

第百四十条の四十三 法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（第十四条第四号に掲げる診療所に係るものを除く。別表第二において同じ。）、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。別表第二において同じ。）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。別表第二において同じ。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（第二十二條の十四第四号に掲げる診療所に係るものを除く。別表第二において同じ。）、介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。別表第二において同じ。）、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護とする。

2 前項の規定にかかわらず、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護（以下この条において「訪問看護等」という。）のうち、法第七十一条第一項本文の規定により居宅サービスに係る法第四十一条第一項本文の指定があったものとみなされた病院等、法第七十二条第一項本文の規定により居宅サービスに係る法第四十一条第一項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は法第百十五条の十一において準用する法第七十一条第一項本文及び第七十二条第一項本文の規定により、介護予防サービスに係る法第五十三条第一項本文の指定があったものとみなされた病院等若しくは介護老人保健施設であって、指定があったものとみなされた日から起算して一年を経過しない者によって行われる訪問看護等については、法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。

（法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるとき）

第百四十条の四十四 法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げる基準に該当する事業所以外のものについて、令第三十七条の二第一項に規定する計画（以下この条及び第百四十条の四十八において「計画」という。）で定められたときとする。

一 第百四十条の四十八第一号の計画の基準日前の一年間において、提供を行った介護サービス（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であるもの

二 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの

（法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定める情報）

第百四十条の四十五 法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの提供を開始しようとするときにあっては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の厚生労働省令で定めるときにあっては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

（令第三十七条の二第二項の厚生労働省令で定める事項）

第百四十条の四十八 令第三十七条の二第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 計画の基準日

二 計画の期間

三 報告の対象となる介護サービス事業者

四 介護サービス事業者ごとの報告の提出先及び提出期限

五 その他都道府県知事が必要と認める事項

（法第百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報）

第百四十条の六十二の二 法第百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

別表第一（第百四十条の四十五、第百四十条の四十七関係）

- 一 事業所又は施設（以下この表において「事業所等」という。）を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局（以下この号において「法人等」という。）に関する事項
  - イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地、番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号（番号利用法第四十二条第四項の規定により公表されたものに限る。）及び電話番号その他の連絡先
  - ロ 法人等の代表者の氏名及び職名
  - ハ 法人等の設立年月日
  - ニ 法人等が介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する介護サービス
  - ホ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 二 当該報告に係る介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
  - イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
  - ロ 介護保険事業所番号
  - ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名
  - ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日）
  - ホ 事業所等までの主な利用交通手段
  - ヘ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 三 事業所等において介護サービスに従事する従業者（以下この号において「従業者」という。）に関する事項
  - イ 職種別の従業者の数
  - ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの利用者、入所者又は入院患者数等
  - ハ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等
  - ニ 従業者の健康診断の実施状況
  - ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況

- へ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 四 介護サービスの内容に関する事項
  - イ 事業所等の運営に関する方針
  - ロ 当該報告に係る介護サービスの内容等
  - ハ 当該報告に係る介護サービスの利用者、入所者又は入院患者への提供実績
  - ニ 利用者等（利用者又はその家族をいう。以下同じ。）、入所者等（入所者又はその家族をいう。以下同じ。）又は入院患者等（入院患者又はその家族をいう。以下同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況
  - ホ 当該報告に係る介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
  - へ 事業所等の介護サービスの提供内容に関する特色等
  - ト 利用者等、入所者等又は入院患者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
  - チ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 五 当該報告に係る介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 六 その他都道府県知事が必要と認める事項



別表第二（第百四十条の四十五、第百四十条の四十七関係）

第一 介護サービスの内容に関する事項

- 一 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置

イ 共通事項（（４）については居宅介護支援を除く。）

- （１） 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
- （２） 利用者等、入所者等又は入院患者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況
- （３） 利用者、入所者又は入院患者の状態に応じた当該介護サービスに係る計画の作成及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
- （４） 利用者等、入所者等又は入院患者等に対する利用者、入所者又は入院患者が負担する利用料に関する説明の実施の状況

ロ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

- （１） 成年後見制度等の活用の支援のための取組の状況
- （２） 介護が必要となった場合の手続等の説明及び同意の取得の状況

ハ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売

利用者の状態に応じた福祉用具の選定及び利用者等の同意の取得の状況

二 短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）及び介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）

成年後見制度等の活用の支援のための取組の状況

二 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

イ 共通事項

(1) 認知症の利用者、入所者又は入院患者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況

(2) 利用者、入所者又は入院患者のプライバシーの保護のための取組の状況

ロ 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護（（４）については夜間対応型訪問介護を除き、（６）から（１０）までについては定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。）

(1) 利用者の家族の心身の状況の把握及び介護方法等に関する助言等の実施の状況

(2) 入浴、排せつ、食事等の介助の質の確保のための取組の状況

(3) 移動の介助及び外出に関する支援の質の確保のための取組の状況

(4) 家事等の生活の援助の質の確保のための取組の状況

(5) 当該サービスの提供内容の質の確保のための取組の状況

(6) 服薬の管理についての指導等の実施の状況

(7) 医療処置のための質の確保の取組の状況

(8) 病状の悪化の予防のための取組の状況

(9) 在宅におけるターミナルケアの質の確保のための取組の状況

(10) 介護と看護の連携の状況

ハ 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護

(1) 当該サービスの提供の前における利用者の健康状態の確認等の実施の状況

(2) 入浴の介護の質の確保のための取組の状況

(3) 当該サービスに必要な機材等の点検及び衛生管理の実施の状況

- (4) 当該サービスの提供内容の質の確保のための取組の状況
- ニ 訪問看護、複合型サービス及び介護予防訪問看護（（1）、（4）及び（5）については複合型サービスに限る。）
  - (1) 身体的拘束等の排除のための取組の状況
  - (2) 機能訓練の実施及び質の確保のための取組の状況
  - (3) 利用者の家族の心身の状況の把握及び看護方法、介護方法等に関する助言等の実施の状況
  - (4) 利用者の家族等との連携、交流等のための取組の状況
  - (5) 当該サービスの質の確保のための取組の状況
  - (6) 療養生活の支援の実施の状況
  - (7) 服薬の管理についての指導等の実施の状況
  - (8) 利用者等の悩み、不安等に対する看護の質の確保のための取組の状況
  - (9) 医療処置のための質の確保の取組の状況
  - (10) 病状の悪化の予防のための取組の状況
  - (11) 病状の急変に対応するための取組の状況
  - (12) 在宅におけるターミナルケアの質の確保のための取組の状況
- ホ 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション
  - (1) 利用者の心身の機能等に関する初回の評価及び当該サービスに係る計画の作成の取組の状況
  - (2) 計画的な理学療法、作業療法、言語聴覚訓練等の取組の状況
  - (3) 住宅の改修の支援の実施の状況
  - (4) 福祉用具の利用の支援の実施の状況
  - (5) 利用者の家族の心身の状況の把握及び介護方法等に関する助言等の実施の状況
  - (6) 予防的視点からのリハビリテーションの取組の状況
  - (7) 病状の急変に対応するための取組の状況
  - (8) 他のサービスへの移行支援のための取組の状況
- ヘ 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（（9）については指定療養通所介護に限る。）

- (1) 身体的拘束等（指定居宅サービス等基準第百二十八条第四項に規定する身体的拘束等をいう。以下同じ。）の排除のための取組の状況
- (2) 計画的な機能訓練の実施の状況
- (3) 利用者の家族等との連携、交流等のための取組の状況
- (4) 入浴、排せつ、食事等の介助の質の確保のための取組の状況
- (5) 健康管理のための取組の状況
- (6) 安全な送迎のための取組の状況
- (7) レクリエーションの実施に関する取組の状況
- (8) 施設、設備等の安全性・利便性等への配慮の状況
- (9) 病状の急変に対応するための取組の状況

ト 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

- (1) へ(1)、(3)から(6)まで及び(8)に掲げる事項
- (2) 利用者の心身の機能等に関する初回の評価及び当該サービスに係る計画の作成の取組の状況
- (3) 計画的な理学療法、作業療法、言語聴覚訓練等の取組の状況

チ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

- (1) へ(1)から(3)まで及び(5)に掲げる事項
- (2) 当該サービスの質の確保のための取組の状況
- (3) 利用者の生活の質の向上のための取組の状況

リ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売

- (1) 居宅への福祉用具の搬入及び搬出に関する利用者の要望への対応の状況
- (2) 福祉用具の適合状態等の質の確保のための取組の状況
- (3) 福祉用具の利用に関する説明及び同意の取得の状況

ヌ 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

- (1) へ(1)及び(3)に掲げる事項
- (2) 当該サービスの質の確保のための取組の状況

ル 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

- (1) へ(1)及び(3)に掲げる事項
- (2) 当該サービスの質の確保のための取組の状況

ヲ 居宅介護支援

- (1) 要介護認定等の申請に係る援助の取組の状況
- (2) 入退院又は入退所に当たっての支援のための取組の状況
- (3) 公正・中立な居宅介護支援のための取組の状況

ワ 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス及び介護予防短期入所生活介護

- (1) へ(1)及び(2)に掲げる事項
- (2) 利用者又は入所者の家族等との連携、交流等のための取組の状況
- (3) 当該サービスの質の確保のための取組の状況
- (4) ターミナルケアの質の確保のための取組の状況
- (5) 利用者又は入所者の生きがいの確保のための取組の状況

カ 短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護保健施設サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）（（8）については介護保健施設サービスに限る。）

- (1) へ(1)及び(2)に掲げる事項
- (2) 利用者又は入所者の家族等との連携、交流等のための取組の状況
- (3) 栄養管理の質の確保のための取組の状況
- (4) 入浴、排せつ等の介助の質の確保のための取組の状況
- (5) 医学的管理下における介護の質の確保のための取組の状況
- (6) 利用者又は入所者の身体の状態等に応じた当該サービスの提供を確保するための取組の状況
- (7) レクリエーションの質の確保のための取組の状況
- (8) 退所後の介護サービスの質の確保のための取組の状況
- (9) 在宅療養介護に対する支援の実施の状況

ヨ 短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）及び介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）

- (1) カ(1)、(3)から(5)まで、(7)及び(9)に掲げ

る事項

- (2) 医療行為の内容等の変更に関する説明及び利用者又は入院患者の同意の取得の状況
- (3) 利用者又は入院患者の家族等との連携、交流等のための取組の状況
- (4) ターミナルケアの質の確保のための取組の状況
- (5) 利用者又は入院患者の身体の状態等に応じた当該サービスの提供を確保するための取組の状況

三 相談、苦情等の対応のために講じている措置

共通事項

相談、苦情等の対応のための取組の状況

四 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置

イ 共通事項（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）

- (1) 介護サービスの提供状況の把握のための取組の状況
- (2) 介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況

ロ 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

- (1) 福祉用具の使用状況の確認のための取組の状況
- (2) 福祉用具の調整、交換等の取組の状況

五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

イ 共通事項（（1）については訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与及び介護予防認知症対応型通所介護に、（2）については、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所

介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に、（３）については、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に限る。）

- （１） 介護支援専門員等との連携の状況
- （２） 主治の医師等との連携の状況
- （３） 地域包括支援センターとの連携の状況

ロ 夜間対応型訪問介護

訪問看護ステーション等との連携の状況

ハ 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防認知症対応型通所介護

地域との連携、交流等の取組の状況

ニ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

- （１） 指定居宅サービス等基準第百九十一条第一項に規定する協力医療機関及び同条第二項に規定する協力歯科医療機関との連携の状況
- （２） 地域との連携、交流等の取組の状況

ホ 居宅介護支援

- （１） 他の介護サービス事業者等との連携の状況

- (2) サービス担当者会議（指定居宅介護支援等基準第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。）の開催等の状況
- へ 短期入所生活介護
  - (1) 指定居宅サービス等基準第百三十六条に規定する協力医療機関との連携の取組の状況
  - (2) 地域との連携、交流等の取組の状況
- ト 短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護保健施設サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
  - (1) 介護老人保健施設基準第三十条第一項に規定する協力病院及び同条第二項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況
  - (2) 地域との連携、交流等の取組の状況
- チ 短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）及び介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）
  - 地域との連携、交流等の取組の状況
- リ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - (1) 指定地域密着型サービス基準第百五十二条第一項に規定する協力病院及び同条第二項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況
  - (2) 地域との連携、交流等の取組の状況
- ヌ 介護福祉施設サービス
  - (1) 指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項に規定する協力病院及び同条第二項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況
  - (2) 地域との連携、交流等の取組の状況
- ル 介護予防短期入所生活介護
  - (1) 指定介護予防サービス等基準第百三十七条に規定する協力医療機関との連携の取組の状況
  - (2) 地域との連携、交流等の取組の状況
- 第二 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項
  - 一 適切な事業運営の確保のために講じている措置
    - イ 共通事項



(1) 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況

(2) 計画的な事業運営のための取組の状況

(3) 事業運営の透明性の確保のための取組の状況

(4) 介護サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況

ロ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

受託居宅サービス事業者（受託介護予防サービス事業者）との連携の状況

二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置

共通事項（（3）については、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、複合型サービス、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売に限る。）

(1) 事業所又は施設における役割分担等の明確化のための取組の状況

(2) 介護サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況

(3) 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況

三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置

共通事項

安全管理及び衛生管理のための取組の状況

四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置

共通事項

(1) 個人情報の保護の確保のための取組の状況

(2) 介護サービスの提供記録の開示の実施の状況

## 五 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置

### 共通事項

- (1) 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況
- (2) 利用者等、入所者等又は入院患者等の意向等も踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況
- (3) 介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況

### 第三 都道府県知事が必要と認めた事項

#### (2) 第三者評価

##### ○社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

雇児発0401第12号  
社援発0401第33号  
老 発0401第11号  
平成26年4月1日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
社 会 ・ 援 護 局 長  
老 健 局 長  
( 公 印 省 略 )

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について

福祉サービス第三者評価（社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価をいう。以下同じ。）を行う事業（以下「福祉サービス第三者評価事業」という。）については、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成16年5月7日付け雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号。以下「旧指針」という。）により実施しているところであるが、

- ①サービスの種別にかかわらず共通的に取り組む項目（共通評価項目）に、ばらつきがみられる
- ②福祉サービス第三者評価事業の目的・趣旨が他制度との違いが明確でない等の要因により広く認識されていない
- ③第三者評価機関（以下「評価機関」という。）や評価調査者により、評価結果のばらつきがみられる
- ④受審件数が少ない

等の課題が各方面から指摘されているところである。

また、「規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）」においても、「保育所に対する第三者評価について、評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を平成25年度中に行う」こととされているところである。

このような現状を踏まえ、福祉サービス第三者評価事業の本来の目的である

- ①個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること

②福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資する情報となることを強化し、本事業の質の向上を図るためには「評価機関及び評価調査者」、「評価基準」、「結果の報告・公表方法」について、一体的に見直すことが重要であるとの方向性のもと、本事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」において検討することを要請し、見直しを行ったところである。

今般、同委員会報告を踏まえ、旧指針の別紙「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」、同指針に示す「共通評価基準ガイドライン」及び「公表ガイドライン」並びに「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」について（平成16年8月24日付け雇児総発第0824001号、社援基発第0824001号、障企発第0824001号、老計発第0824001号（以下「判断基準ガイドライン」という。））について別添のとおり改正し、福祉サービス第三者評価事業に関する指針として、平成26年4月1日から適用することとした。

各都道府県においては、下記に示した各ガイドラインの改正の趣旨・目的やその内容を十分に踏まえた上で、都道府県推進組織及び貴管内市町村並びに所管法人等関係者への周知はもちろんのこと、円滑に福祉サービス第三者評価事業の実施が図られるよう関係規定の見直し、評価調査者の養成研修及び現任研修の早期実施など適切に対応いただくようお願いしたい。

また、今般改正した各ガイドラインについては、福祉サービス第三者評価事業の更なる推進に向け、実施状況を検証した上で必要に応じて見直しを行うこととしているので、事業の実施に際しては、本指針を使用していただくことのほか、本指針に関する改善などの措置を講ずることが必要と思慮される事項がある場合には、ご報告願いたい。

なお、本指針については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものである。

本通知の発出により、旧指針及び判断基準ガイドラインについては廃止する。

※ 今般の改正については、施設・事業種別に関わりなく共通的に取り組む事項について整理したものであり、施設・事業種ごとの特性に応じた内容評価基準については、順次見直しを行うこととしている。

記

## I 共通評価基準ガイドライン及び判断基準ガイドラインの見直し

福祉サービス第三者評価事業の実施に当たり、施設・事業所が主体的にかつ継続的に質の向上に取り組めるよう、共通評価基準ガイドラインを見直すとともに、同ガイドラインの趣旨・目的及び評価内容の理解が促進されるよう、判断基準ガイドラインを見直し、本通知に含めることとした。

### 1 評価項目の整理・統合

評価項目について、法人の基本理念の明文化の有無と周知状況を分離して確認していたもの等の項目の整理・統合、運営の透明性を高める取組みに関する項目の追加、地域ニーズに対する公益的取組みや、福祉人材の育成、リスクマネジメントに関する項目を見直す等、評価項目の重点化を行った。その結果、項目数について、53項目から45項目に変更となった。

### 2 判断水準 (a, b, c) の検討

判断水準 (a, b, c) について定義が明確に示されていない、又「a」評価でなければ適切なサービスが提供されていないとの誤解を招くとの意見等を踏まえ、最低基準を満たしていることを前提として、「a評価」(よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態)、「b評価」(aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態)、「c評価」(b以上の取組みとなることを期待する状態)と位置付けを改訂した。

### 3 評価項目の解説事項の整理・その他

解説事項については、施設・事業所及び評価機関に対して評価項目の理解の促進が図られるよう、体系的に整理されていなかった評価基準の考え方や評価の留意点について、(1)目的、(2)趣旨・解説、(3)評価の留意点を明確に区分し、内容の拡充を行うとともに、評価の着眼点についても再整理した。

その他、評価項目を見やすくするため、構成を見開き1枚で表現できるよう見直しを実施した。

## II 公表ガイドラインの見直し

利用者への適切な情報提供及び施設・事業所が質の向上・改善に取り組めるよう、評価結果の報告・公表様式を見直した。

- 1 評価結果を公表する意義を明確化し、従前からの特に評価すべき事項等に加え、施設・事業所の概要、特徴的な取組みを記載できるよう項目を追加。

2 評価結果の判定理由のコメントについて、評価対象毎から評価細目毎に詳細なコメントを付することができるよう変更。

(別紙) 福祉サービス第三者評価事業に関する指針

1 福祉サービス第三者評価事業の目的等について

(1) 経営者の責務及び福祉サービス第三者評価事業の位置づけ

社会福祉法第78条第1項では、社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価その他の措置を講ずることにより、利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされており、社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環であること。したがって、福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業であること。

(2) 福祉サービス第三者評価事業の目的

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものであること。

なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

(3) 国の責務

社会福祉法第78条第2項では、国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならないこととされており、福祉サービス第三者評価事業の普及促進等は、国の責務であること。

2 福祉サービス第三者評価事業の推進体制

(1) 全国の推進組織

ア 業務

全社協は、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県における福祉サービス第三者評価事業の推進組織（以下「都道府県推進組織」という。）に対する支援を行う観点から、以下の業務を行うこと。

- ① 都道府県推進組織に関するガイドライン（別添1）の策定・更新に関すること
- ② 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン（別添2）の策定・更新に関すること
- ③ 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン（別添3）の策定・更新に関すること

- ④ 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン（別添4）の策定・更新に関すること
- ⑤ 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン（別添5）の策定・更新に関すること
- ⑥ 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム（別添6）の作成・更新その他評価調査者養成研修に関すること
- ⑦ 福祉サービス第三者評価事業の普及・啓発に関すること
- ⑧ その他福祉サービス第三者評価事業の推進に関すること

## イ 組織

アの業務を実施するに当たり、

- ① 福祉サービス第三者評価事業の推進等により、施設・事業所の福祉サービスの質の向上を図る観点から、学識経験者等で構成される福祉サービスの質の向上推進委員会
- ② 福祉サービス第三者評価基準及び福祉サービス第三者評価機関認証要件等に関する情報交換その他福祉サービス第三者評価事業に関する普及・啓発のための協議を行うため、都道府県推進組織及び福祉サービス第三者評価機関を構成員とする評価事業普及協議会

が各々全社協に設置されること。

### (2) 都道府県の推進組織

都道府県は、都道府県の判断の下、「都道府県推進組織に関するガイドライン」に基づき、都道府県推進組織を設置すること。



## 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

① I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

#### I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

② I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。

#### I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

④ I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

⑤ I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

⑥ I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

⑦ I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

⑧ I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

⑨ I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

### II 組織の運営管理

#### II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

- 10 Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。
- 11 Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

- 12 Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。
- 13 Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

- 14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。
- 15 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

- 16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

- 17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。
- 18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- 19 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

- 20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

## Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

- 21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。
- 22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

## II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

- 23 II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。
- 24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

- 25 II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

- 26 II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。
- 27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。

## III 適切な福祉サービスの実施

### III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

- 28 III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。
- 29 III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

- 30 III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。
- 31 III-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。
- 32 III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。

III-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

- 33 III-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

- 34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。
- 35 Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。
- 36 Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

- 37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。
- 38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。
- 39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的にやっている。

## Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

- 40 Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。
- 41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

- 42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。
- 43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

- 44 Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。
- 45 Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

(参考1) 第三者評価事業 全国の受審件数等の状況 主な福祉施設・サービス別件数

1. 受審数等の状況(総括表)

(2) 主な施設・サービス別の受審数・受審率と累計

| 区分            | 主な施設・サービス種別             | 平成26年度<br>受審数 | 全国施設数<br>※1 | 受審率    | 平成26年度迄の<br>累計受審数 |
|---------------|-------------------------|---------------|-------------|--------|-------------------|
| 高齢者           | 特別養護老人ホーム               | 419           | 6,754       | 6.20%  | 4,392             |
|               | 養護老人ホーム                 | 46            | 953         | 4.83%  | 426               |
|               | 認知症高齢者グループホーム           | 436           | 12,048      | 3.62%  | 3,277             |
|               | 小規模多機能居宅介護              | 132           | 4,230       | 3.12%  | 589               |
|               | 軽費老人ホーム                 | 36            | 2,198       | 1.64%  | 328               |
|               | 通所介護                    | 235           | 38,127      | 0.62%  | 2,170             |
|               | 訪問介護                    | 90            | 32,761      | 0.27%  | 881               |
| 障害者           | 身体障害者療護施設 ※2            | —             | —           | —      | 130               |
|               | 身体障害者更生施設 ※2            | —             | —           | —      | 61                |
|               | 身体障害者入所授産施設 ※2          | —             | —           | —      | 88                |
|               | 身体障害者通所授産施設 ※2          | —             | —           | —      | 87                |
|               | 知的障害者入所更生施設 ※2          | —             | —           | —      | 557               |
|               | 知的障害者通所更生施設 ※2          | —             | —           | —      | 167               |
|               | 知的障害者入所授産施設 ※2          | —             | —           | —      | 20                |
|               | 知的障害者通所授産施設 ※2          | —             | —           | —      | 369               |
|               | 精神障害者入所授産施設 ※2          | —             | —           | —      | 1                 |
|               | 精神障害者通所授産施設 ※2          | —             | —           | —      | 16                |
|               | 居宅介護                    | 2             | 20,811      | 0.01%  | 11                |
|               | 生活介護                    | 135           | 5,595       | 2.41%  | 494               |
|               | 共同生活介護                  | 2             | 4,557       | 0.04%  | 61                |
|               | 自立訓練(機能訓練)              | 2             | 415         | 0.48%  | 7                 |
|               | 自立訓練(生活訓練)              | 10            | 1,287       | 0.78%  | 30                |
|               | 就労移行支援                  | 24            | 2,614       | 0.92%  | 62                |
|               | 就労継続支援(A型)              | 17            | 1,181       | 1.44%  | 41                |
|               | 就労継続支援(B型)              | 173           | 7,936       | 2.18%  | 545               |
|               | 共同生活援助                  | 6             | 4,795       | 0.13%  | 12                |
|               | 障害者支援施設(施設入所支援+日中活動事業)  | 183           | 2,652       | 6.15%  | 646               |
| 共同生活介護・共同生活援助 | 4                       | —             | —           | 31     |                   |
| 多機能型          | 148                     | —             | —           | 367    |                   |
| 児童            | 保育所                     | 1,029         | 24,076      | 4.27%  | 8,379             |
|               | 乳児院 ※3                  | 77            | 131         | 58.78% | 238               |
|               | 母子生活支援施設 ※3             | 169           | 248         | 68.15% | 427               |
|               | 児童養護施設 ※3               | 401           | 570         | 70.35% | 1,279             |
|               | 情緒障害児短期治療施設 ※3          | 19            | 38          | 50.00% | 52                |
|               | 児童自立支援施設 ※3             | 39            | 57          | 68.42% | 63                |
|               | 児童館                     | 9             | 4,598       | 0.20%  | 28                |
|               | 知的障害児施設 ※2              | —             | —           | —      | 136               |
|               | 知的障害児通園施設 ※2            | —             | —           | —      | 55                |
|               | 肢体不自由児施設 ※2             | —             | —           | —      | 84                |
|               | 重症心身障害児施設 ※2            | —             | —           | —      | 66                |
|               | 自立援助ホーム                 | 15            | —           | —      | 23                |
|               | 児童発達支援センター              | 10            | 355         | 2.82%  | 14                |
|               | 医療型児童発達支援センター           | 7             | 107         | 6.54%  | 8                 |
|               | 児童発達支援事業                | 8             | 2,802       | 0.29%  | 8                 |
|               | 放課後等デイサービス              | 1             | 3,909       | 0.03%  | 2                 |
|               | 障害児多機能型                 | 4             | —           | —      | 4                 |
|               | 障害児入所施設                 | 11            | 263         | 4.18%  | 21                |
|               | 医療型障害児入所施設(旧:重症心身障害児施設) | 4             | 189         | 2.12%  | 6                 |
| 他             | 婦人保護施設                  | 6             | 48          | 12.50% | 58                |
|               | 救護施設                    | 22            | 184         | 11.96% | 183               |
|               | その他 ※4                  | 707           | —           | —      | 3,772             |
| 合計            | 4,618                   | —             | —           | 30,770 |                   |

※1 全国施設数は「平成25年社会福祉施設等調査報告」「平成25年介護サービス施設・事業所調査」の調査対象施設・事業所数とした  
 ※2 平成24年度までの施設・サービス種別  
 ※3 全国推進組織が認証する評価機関が実施した件数と、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数を合算して集計  
 ※4 平成25年度の受審数において「保育所」に含まれていた認証保育所324件を「その他」として集計

(出所：社会福祉法人 全国社会福祉協議会HP)

(参考2) 第三者評価事業 全国の受審件数等の状況 都道府県別件数

1. 受審数等の状況(総括表)

(1) 都道府県別の受審数

| No. | 都道府県    | 17年度  | 18年度  | 19年度  | 20年度  | 21年度  | 22年度  | 23年度  | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 都道府県別<br>10年間<br>実績数 |
|-----|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------------|
| 1   | 北海道     | 0     | 1     | 9     | 20    | 13    | 17    | 28    | 14    | 24    | 57    | 183                  |
| 2   | 青森県     | 5     | 19    | 34    | 12    | 19    | 26    | 14    | 11    | 22    | 20    | 182                  |
| 3   | 岩手県     | 9     | 15    | 21    | 29    | 24    | 18    | 28    | 19    | 24    | 19    | 206                  |
| 4   | 宮城県     | 0     | 0     | 0     | 3     | 9     | 1     | 6     | 3     | 13    | 24    | 59                   |
| 5   | 秋田県     | 0     | 0     | 4     | 1     | 1     | 4     | 7     | 6     | 8     | 14    | 45                   |
| 6   | 山形県     | 0     | 2     | 2     | 1     | 4     | 2     | 3     | 0     | 5     | 11    | 30                   |
| 7   | 福島県     | 0     | 0     | 3     | 8     | 9     | 6     | 3     | 3     | 15    | 16    | 63                   |
| 8   | 茨城県     | 1     | 2     | 6     | 3     | 1     | 1     | 0     | 0     | 3     | 23    | 40                   |
| 9   | 栃木県     | 1     | 8     | 6     | 6     | 10    | 11    | 8     | 8     | 29    | 26    | 113                  |
| 10  | 群馬県     | 16    | 11    | 8     | 11    | 7     | 5     | 4     | 7     | 10    | 9     | 88                   |
| 11  | 埼玉県     | 8     | 22    | 26    | 25    | 27    | 19    | 17    | 27    | 34    | 46    | 251                  |
| 12  | 千葉県     | 0     | 3     | 81    | 28    | 45    | 51    | 56    | 35    | 71    | 77    | 447                  |
| 13  | 東京都     | 1,352 | 1,308 | 1,827 | 1,817 | 2,006 | 1,979 | 2,358 | 2,613 | 2,762 | 2,891 | 20,913               |
| 14  | 神奈川県    | 37    | 100   | 131   | 163   | 107   | 148   | 170   | 180   | 225   | 173   | 1,434                |
| 15  | 新潟県     | 0     | 0     | 0     | 7     | 18    | 27    | 23    | 10    | 14    | 22    | 121                  |
| 16  | 富山県     | 9     | 18    | 7     | 4     | 2     | 6     | 5     | 2     | 4     | 4     | 61                   |
| 17  | 石川県     | 0     | 42    | 38    | 32    | 21    | 13    | 11    | 6     | 8     | 23    | 194                  |
| 18  | 福井県     | 0     | 3     | 2     | 4     | 4     | 5     | 4     | 6     | 8     | 9     | 45                   |
| 19  | 山梨県     | 1     | 10    | 4     | 7     | 7     | 2     | 5     | 6     | 6     | 6     | 54                   |
| 20  | 長野県     | 2     | 15    | 9     | 29    | 16    | 15    | 37    | 24    | 19    | 39    | 205                  |
| 21  | 岐阜県     | 7     | 19    | 10    | 4     | 10    | 10    | 15    | 17    | 22    | 16    | 132                  |
| 22  | 静岡県     | 47    | 38    | 45    | 40    | 38    | 15    | 12    | 15    | 30    | 39    | 319                  |
| 23  | 愛知県     | 3     | 25    | 39    | 55    | 59    | 110   | 85    | 92    | 95    | 105   | 668                  |
| 24  | 三重県     | 19    | 7     | 13    | 13    | 13    | 8     | 6     | 9     | 26    | 18    | 132                  |
| 25  | 滋賀県     | 0     | 0     | 3     | 4     | 3     | 3     | 3     | 3     | 4     | 14    | 37                   |
| 26  | 京都府     | 80    | 115   | 254   | 185   | 192   | 207   | 197   | 216   | 221   | 262   | 1,929                |
| 27  | 大阪府     | 9     | 31    | 80    | 60    | 41    | 80    | 50    | 72    | 85    | 151   | 659                  |
| 28  | 兵庫県     | 20    | 25    | 51    | 52    | 32    | 44    | 41    | 32    | 71    | 104   | 472                  |
| 29  | 奈良県     | 0     | 0     | 0     | 4     | 2     | 1     | 1     | 1     | 4     | 11    | 24                   |
| 30  | 和歌山県    | 0     | 0     | 2     | 10    | 4     | 2     | 2     | 2     | 3     | 15    | 40                   |
| 31  | 鳥取県     | 0     | 15    | 18    | 20    | 24    | 26    | 28    | 19    | 32    | 42    | 224                  |
| 32  | 島根県     | 0     | 1     | 4     | 1     | 2     | 1     | 5     | 1     | 3     | 5     | 23                   |
| 33  | 岡山県     | 0     | 0     | 0     | 3     | 0     | 0     | 0     | 3     | 6     | 18    | 30                   |
| 34  | 広島県     | 0     | 0     | 0     | 1     | 16    | 21    | 12    | 15    | 32    | 34    | 131                  |
| 35  | 山口県     | 41    | 39    | 25    | 14    | 10    | 14    | 14    | 5     | 15    | 14    | 191                  |
| 36  | 徳島県     | 0     | 0     | 0     | 6     | 3     | 3     | 3     | 1     | 5     | 14    | 35                   |
| 37  | 香川県     | 0     | 0     | 8     | 2     | 5     | 5     | 7     | 6     | 6     | 7     | 46                   |
| 38  | 愛媛県     | 0     | 0     | 4     | 8     | 6     | 18    | 14    | 17    | 42    | 18    | 127                  |
| 39  | 高知県     | 0     | 2     | 1     | 3     | 1     | 0     | 0     | 3     | 5     | 6     | 21                   |
| 40  | 福岡県     | 0     | 0     | 0     | 5     | 20    | 11    | 6     | 9     | 21    | 45    | 117                  |
| 41  | 佐賀県     | 0     | 4     | 1     | 2     | 0     | 3     | 0     | 1     | 1     | 16    | 28                   |
| 42  | 長崎県     | 0     | 3     | 12    | 6     | 10    | 4     | 8     | 12    | 18    | 22    | 95                   |
| 43  | 熊本県     | 0     | 21    | 22    | 27    | 19    | 26    | 28    | 50    | 53    | 47    | 293                  |
| 44  | 大分県     | 11    | 14    | 18    | 14    | 6     | 7     | 11    | 6     | 8     | 18    | 113                  |
| 45  | 宮崎県     | 0     | 0     | 0     | 0     | 2     | 1     | 4     | 5     | 7     | 14    | 33                   |
| 46  | 鹿児島県    | 0     | 9     | 5     | 4     | 1     | 6     | 7     | 1     | 6     | 40    | 79                   |
| 47  | 沖縄県     | 0     | 0     | 2     | 4     | 2     | 3     | 3     | 5     | 7     | 12    | 38                   |
|     | 全国合計受審数 | 1,678 | 1,947 | 2,835 | 2,757 | 2,871 | 2,985 | 3,349 | 3,568 | 4,132 | 4,618 | 30,770               |

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外した  
 ※平成24年度から、全国認証の評価機関が評価実施した社会的養護関係施設の受審数を「都道府県集計」に合算して総括表を作成  
 ※平成25年度受審数の修正:社会的養護関係施設の受審数についての追加を踏まえ修正(合計:4,131件→4,132件)

(出所: 社会福祉法人 全国社会福祉協議会HP)



## (参考3) 情報開示・第三者評価に関する規制改革会議等における閣議決定及びフォローアップ結果の概要

※破線内は対応するフォローアップ結果の概要

### (1) 情報開示

#### ① 総合規制改革会議

○ 規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)

##### ア 介護

#### ⑩ 介護事業者の情報公開、利用者や第三者による評価の推進等

- a 公的部門、社会福祉法人、民間企業等といった経営主体にかかわらず、利用者やその家族が事業者を選択する際に活用できるチェックリストの作成などにより、介護事業者の情報公開義務を適切に果たさせるとともに、第三者評価を推進する。また、消費者利益の観点から、その運営に関する監視体制の強化を図る。

→平成13年度一部措置済み、平成14年以降逐次実施

平成15年度は、「介護保険サービスの質の評価に関する調査研究委員会」において、第三者評価の実施方法、7サービスに係る評価基準等の調査研究が行われており、その結果を踏まえ、16年度にモデル事業の実施を予定している。

- b 平成14年8月より、介護サービス事業者の選択に資する観点から、利用者やその家族が訪問介護事業者を選択する際に活用できるチェックリストが公表されており、その普及を図るとともに、事業者がチェックリストに対応した情報公開を行なうよう周知徹底する。

→平成14年措置済み

(講ぜられた措置の概要等については記載なし)

## ②規制改革会議（平成 19 年 1 月～平成 22 年 3 月）

○規制改革推進のための 3 か年計画（改定）（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定）

### 11 福祉・保育等関係

#### ア 介護

##### ⑧ 介護サービス情報の開示の推進

###### a 介護サービス情報の公表制度の見直し

ア 段階的に進められている介護サービス情報の公表制度について、すべてのサービスで実施に至るまでの具体的な施行予定表（対象サービスと公表時期等）を早急に示す。

→平成 19 年度措置

既に平成 21 年度より全面施行となっているため、当該項目については措置済みである。

イ 既に公表が開始されているサービスについても、公表項目の見直しを並行して進める。

→平成 20 年度措置

介護サービス情報の公表制度検証評価研究委員会において、新規追加サービスの項目以外にも、既存サービスの項目について検討が行われたところ。その結果、利用者に対する個人情報の利用目的の変更通知書（写）の有無を確認する項目を削除等している。

ウ 「要介護度の改善」等の実績情報は、直ちに具体的な取組を検討する。公表項目については、各施設・サービスの特殊性や介護度の違い等による影響やその補正のための手法等、実績情報の客観的な比較が可能となるよう検討を行う。

→平成 20 年早期に着手、以降段階的に実施

「要介護度の改善」等のサービスのアウトカム情報のような内容については、利用者の状態像の違い等が影響するところが大きく、事業所の取組内容を客観的に確認できる均質な情報として提供するには課題の多いところであり、公表項目の在り方については、引き続き慎重に検討していくこととしているが、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテ



ーションについては、平成 20 年度より、事業所評価加算の件数を公表することとしたところである。当加算は利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合にそれを評価するものであるから、加算件数を確認することにより、事業所間の実績情報の客観的な比較が可能である。

### ③行政刷新会議規制・制度改革委員会

○規制・制度改革に係る方針（平成 23 年 4 月 8 日 閣議決定）

#### I. 各分野における規制・制度改革事項

#### 2. ライフイノベーション分野

【ライフイノベーション ⑬】

|            |  |
|------------|--|
| 規制・制度改革事項  | 「介護サービス情報の公表」制度の見直し  |
| 規制・制度改革の概要 | ・ 介護サービス情報公表制度を見直し、調査の義務付けを廃止するなど、事務の軽減を図り、手数料によらずに運営できる新しい情報公表の仕組みを構築する。<br>＜平成 23 年度中措置＞ |
| 所管省庁       | 厚生労働省  |

→平成 23 年度中措置済み

必要と認めるときに調査を行うことができるなどの旨を盛り込んだ「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成 23 年通常国会において可決成立し、平成 24 年 4 月 1 日に施行された。

## （2）第三者評価

### ①総合規制改革会議

○規制改革推進 3 か年計画（再改定）（平成 15 年 3 月 28 日閣議決定）

#### ア 介護

#### ⑯介護事業者の情報公開、利用者や第三者による評価の推進等

- a 公的部門、社会福祉法人、民間企業等といった経営主体にかかわらず、利用者や その家族が事業者を選択する際に活用できるチェックリストの作成などにより、介護事業者の情報公開義務を適切に果たさせるとともに、第三者評価を推進する。また、消費者利益の観点から、その運営に関する監視体制の強化を図る。

→平成13年度一部措置済み、平成14年以降逐次実施

平成15年度は、「介護保険サービスの質の評価に関する調査研究委員会」において、第三者評価の実施方法、7サービスに係る評価基準等の調査研究が行われており、その結果を踏まえ、16年度にモ

- c 痴呆性高齢者グループホームについては、特に入所者の特性から事業者の評価が重要である点にかんがみ、平成14年度から他の介護サービス事業者に先んじて第三者評価制度が実施されたところであるが、特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの事業者の第三者評価の推進方策を講ずる。

→平成15年検討（逐次実施）

平成15年度は、「介護保険サービスの質の評価に関する調査研究委員会」において、第三者評価の実施方法、7サービスに係る評価基準等の調査研究が行われており、その結果を踏まえ、16年度にモデル

## ②規制改革会議（平成19年1月～平成22年3月）

○規制改革推進のための3か年計画（改定）（平成20年3月25日閣議決定）

11 福祉・保育等関係

ア 介護

⑧ 介護サービス情報の開示の推進

b 第三者評価制度の推進

一部の地方公共団体で自主的に実施されている第三者評価制度の実施状況等の調査結果を踏まえ、先行事例の紹介や自治体間の意見交換を行うことにより、第三者評価制度の活用を促進する。

→平成20年度措置

平成19年度（平成20年3月21日）において、第三者評価事業普及協議会（各都道府県における第三者評価の推進組織や第三者評価機関等が参加する会議。以下、「会議」という。）を実施し、各都道府県における実施状況の調査集計結果の報告、大阪府など実施件数の多い自治体における取組事例の紹介及び自治体間のグループディスカッションを行った。

また、平成20年度（平成20年6月23日）において、会議を実施し、各都道府県における実施状況の調査集計結果の報告及び自治体間のグループディスカッションを行った。

### ③規制改革会議（平成 25 年 1 月～平成 28 年 7 月）

#### ○規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）

##### 1 健康・医療分野

##### ② 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立

###### 12 経営管理体制の強化

厚生労働省は、社会福祉法人のサービスに対して質の高い実効性ある評価を行うため、第三者評価のガイドラインの見直しを行うとともに、介護・保育分野について第三者評価受審率の数値目標を定める。

→（第三者評価のガイドライン）平成 26 年度措置済み

（介護事業者の第三者評価の受審率の数値目標）平成 27 年度措置済み

- ① 第三者評価のガイドラインについては、平成 26 年 4 月、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について（平成 26 年 4 月 1 日雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号）を発出し、福祉サービス種類に関わらず、共通する領域の評価基準ガイドライン等の見直しを行った。
- ② 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護及び訪問介護における福祉サービス第三者評価事業の受審率の引上げを目指し、「前年度以上の受審率」を目標とすることとし、平成 28 年 3 月 7 日に開催された全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、介護施設等に対して本事業の積極的な受審を促すよう地方自治体へ周知を行った。